



# 島根県報

平成18年11月10日 (金)  
第 1,828 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康推進課) 1

### 告 示

島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出 (総務課) 2

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指定地方公共機関の指定 (消防防災課) 2

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 (市町村課) 3

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 (医療対策課) 3

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用地対策課) 3

自動車専用道路の指定 (道路維持課) 4

換地処分届出 (都市計画課) 5

都市計画事業変更の認可 (下水道推進課) 5

### 特定調達公告

島根県立古代出雲歴史博物館映像・音響機器購入に係る一般競争入札の落札者等 (文化財課) 5

### 公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 6

### 正 誤

平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中 (森林整備課) 6

## 公布された条例等のあらまし

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第98号)

### 1 規則の概要

平成18年度から平成21年度までにおける普通調整交付金の額についての所要の経過措置を設けることとした。(附則第3項 - 第6項関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第98号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第2条第1項」を「第2条」に、「同項第1号イ」を「同条第1項第1号イ」に改め、「概算介護給付費納付金」の次に「と、同条第2項第2号中「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金」とあるのは「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金と法附則第12項の規定による繰入金の合計額」を加える。

附則第4項中「及び第4号」を「、第4号に掲げる額及び第5号」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第2条第1項第2号に掲げる額

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 平成19年度における第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金」とあるのは「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金と法附則第12項の規定による繰入金の合計額」とする。

附則に次の1項を加える。

6 平成20年度及び平成21年度における第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金」とあるのは「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金と法附則第12項の規定による繰入金の合計額」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第1028号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表研究指導科目の項を次のように改める。

研究指導科目	特別ゼミナール ~	1 ~ 3	8		16単位修得し、かつ博士課程論文の審査及び試験に合格すること。
	北東アジア開発研究 ~	1 ~ 3		8	
	北東アジア国際関係・環境 ~	1 ~ 3		8	
	北東アジア地域研究 ~	1 ~ 3		8	

附 則

この学則は、平成18年10月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

島根県告示第1029号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 指定した法人の名称

- (1) 隠岐一畑交通株式会社
- (2) 隠岐海士交通株式会社
- (3) 一畑電車株式会社

## 2 指定日

平成18年10月30日

## 島根県告示第1030号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、西ノ島町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字寺ノ谷33番地1地先から同町大字浦郷字平ゲ189番地14の地先までの公有水面埋立地	17,825.25 平方メートル	大字浦郷字浦ノ谷

（ただし、上記地番は、平成18年9月22日現在のものである。）

## 島根県告示第1031号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（昭和48年島根県告示第235号）の一部を次のように改正し、平成18年11月10日から施行する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

体外受精料の項の次に次の1項を加える。

## ヒトパピローマウイルス検査

初診 1回につき 6,700円

再診 1回につき 3,600円

## 島根県告示第1032号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 起業者の名称

松江市

## 2 事業の種類

福浦地区漁業集落環境整備事業（処理施設建設）

## 3 起業地

- (1) 収用の部分

島根県松江市美保関町福浦地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

福浦地区漁業集落環境整備事業（処理施設建設）（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。よって、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、国庫補助金等により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による公共用水域の水質改善、漁業資源の保全、漁村生活環境の改善である。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、松江市が同市美保関町福浦地区においてし尿及び生活雑排水を処理し、公共用水域の汚濁を防止するため漁業集落排水処理場を建設しようとするものであり、排水路への汚水の滞留、悪臭・害虫の発生等が懸念されていることを勘案すると、早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にとどめられていることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（建設部下水道業務課）

島根県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり道路の部分自動車専用道路として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分			指 定 年 月 日	管轄する県 土整備事務 所の名称	備 考
		区 間	敷地の 幅 員	延 長			
県 道	斐川上島線	島根県簸川郡斐川町大字直江町 3608番地先から同大字3612番1 地先まで	メートル 14.03～ 48.30	メートル 319.99	平成18年 11月10日	出雲県土整 備事務所	

## 島根県告示第1034号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、東出雲町出雲郷南土地区画整理組合理事長三宅時夫から平成18年10月23日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第1035号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 施行者の名称

雲南市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

大東都市計画下水道事業

雲南市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成14年5月1日から平成21年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成14年島根県告示指令下第3号の6の事業地に雲南市大東町養賀を加え、同事業地のうち飯田及び大東において事業地を変更する。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年11月10日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
島根県立古代出雲歴史博物館映像・音響機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県教育庁文化財課古代文化センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成18年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
山陰三菱電機販売株式会社 島根県松江市平成町182-35
- 5 落札金額  
26,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成18年7月7日

---

## 公 安 委 員 会 規 則

---

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年11月10日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

### 島根県公安委員会規則第13号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署揖屋駐在所の項所管区の区域の欄に「大字出雲郷」の次に「、意宇南一丁目、意宇南二丁目、意宇南三丁目、意宇南四丁目、意宇南五丁目、意宇南六丁目」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成18年11月11日から施行する。

---

## 正 誤

---

平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から4	松江農林センター	東部農林振興センター
	上から7	浜田農林センター	西部農林振興センター
	上から10	浜田農林センター	西部農林振興センター